

【特別養護老人ホーム 泉クラシック 入居申込案内】

1. 入居申し込みにあたり

- * ご入居いただける方は、要介護認定が『原則要介護3』以上の方が対象となります。
- * 『要介護1・2』の方で、老人福祉施設以外での生活が著しく困難と認められる場合（特例入所の要件に該当する場合）は、行政の関与の下、特例的に施設への入居が認められます。特例入所の要件に該当するか、担当ケアマネジャーへ照会を依頼したり、行政に報告・照会・申出を致します。なお、要介護認定が『非該当・要支援』の方は入居できません。
- * 入居後、介護保険更新認定の結果が『要介護2以下』となり、特例入所の要件を満たさない場合は退居となります。

【特例入所の要件】

- ① 認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態。（認知症高齢者の日常生活自立度判定基準：Ⅲ）
- ② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態。（認知症高齢者の日常生活自立度判定基準：Ⅲ）
- ③ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態。
- ④ 単身世帯、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態。

2. 申し込みからご入居までの流れ

- * 入居申し込みを希望される方は、『入居申込書兼状況調査票』に必要事項を記入し、施設へご提出下さい。郵送でも受け付け致します。
- * 申し込み受け付け後、当施設の入居指針に基づいて待機者名簿へ登録します。要介護認定等の状況に変更があった場合は、その都度情報や順位を更新します。
- * 入居のご案内をできる見込みが出た場合に、施設より連絡を致します。職員がご自宅または入居施設等へ訪問して、実態調査を行います。
- * 施設にて入居の可否を検討し、結果をご連絡致します。入居可能となった場合は、事前面談等により準備物のご案内や入居日の調整を行います。
- * 契約内容を説明し、契約を締結します。施設へご入居いただき、サービス提供を開始します。

3. ご入居における諸手続き

- * 入居時は、法令によりご入居者の住所を施設の住所へ異動します。そのため、住民票・国民健康被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・年金受給等の住所変更の手続きが必要となります。入居後に当施設職員による手続き代行が可能です。

- *利用料等の費用は別表（利用料金表）をご参考下さい。利用料等は、当施設の**指定金融機関（七十七銀行）**に本人名義の口座を開設いただき、口座より振替と致します。（七十七銀行の通帳をお持ちの方は新たに開設する必要はありません）。通帳は『生活通帳』として施設で預かり、日常に必要な小遣い・医療費等も生活通帳より支払いを行います。尚、**残高額が200万円を超える通帳、及び、七十七銀行以外の通帳のお預かりはできませんのでご了承下さい。**
- *住所異動により年金受給に関しても『生活通帳』への振込みと変更をお願いします。
- *入居の際は、身元引受者を1名定めていただきます。生活の様子や金銭の使用状況等の報告・確認、入退院時の保証人、退居時の金品引き取り等をお願いすることとなります。身元引受者の選定が難しい場合、成年後見制度の活用をお勧め致します。詳細について、個別にご相談下さい。

4. 特別養護老人ホーム『泉クラシック』の特徴

- *当施設は入居定員100名のユニット型施設です。1階が2ユニット、2階・3階が4ユニットで構成され、それぞれ10人の生活単位をつくり暮らします。全室個室で、個々の生活を重視しプライバシーを大切にしていきます。
- *ユニット毎に家庭的な環境での生活をつくりあげていきます。また、各ユニットが隣近所や町内といったような、ふれあいと絆を大切にしていきます。
- *居室=個人の家とした考えのもと、普段使い慣れている衣類や生活用品、家電、家具等の持込みをお願いします。使い慣れた馴染みの深い家具類等を持ち込んでいただく事で『自分の家として、部屋として』、ご自宅同様の個々の生活が営まれ、心身の安定した生活が実現できるよう目指しています。
- *地域とのふれあい、ボランティアとの交流を積極的に行っていきます。地域コミュニティとして館内の地域交流ホールでの様々な催し物を計画しています。
- *入居者及びご家族の意向を最大限に尊重し、最期の在り方について、安らかに住み慣れた場所で迎えられるよう、ご家族とともに『**看取り介護**』に積極的に取り組んでいきます。

5. 生活上の事故予防について

- *泉クラシックでは、日常生活での事故予防としてリスクマネジメント指針を定め、安全で快適な生活が営まれるよう努めていきます。
- *個人情報保護に関する指針を定め、個人情報の守秘義務を徹底します。
- *ご意見・苦情等に関して、誠意を持って対応致します。

6. ご利用者の権利擁護について

- *ご入居者自身の権利擁護を確立し、自立した生活を保障するため、成年後見人制度の利用を推進しています。